

第6章 推進体制

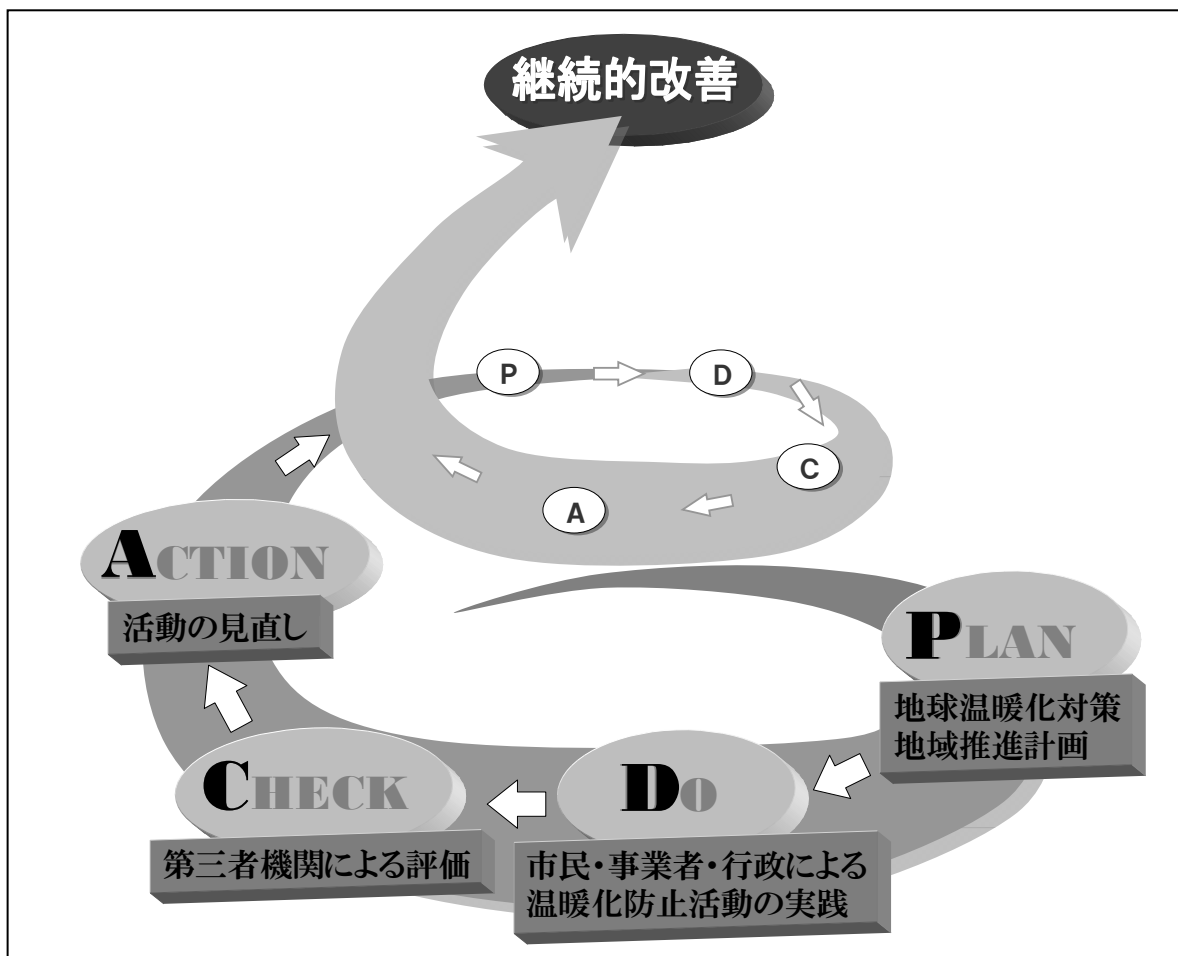
1 計画の進行管理・評価

本計画で掲げる温室効果ガス排出量の削減目標を達成するためには、市民、事業者、行政が目標を共有し、ともに連携しながら、温室効果ガスの削減につながる具体的な行動や各種施策を総合的かつ計画的に推進していくことが必要です。そのため、PDCAサイクルによる進行管理を行い、取組の継続的改善（スパイラルアップ）を図ります。

本計画の推進に当たっては、今後5年間の具体的な取組を示した「行動計画（アクションプラン）」を策定し、全庁的に取組を進めます。行動計画は、基本的には5年ごとに点検・見直しを行いますが、温暖化対策は日々進化しており、その時点における先導的な取組を事業に取り入れていくために、必要に応じて随時見直しを行います。

また、市民・事業者・学識経験者等による第三者機関において、本市の温室効果ガスの排出状況と、地球温暖化防止対策の進捗状況について、毎年尼崎市環境マネジメントシステムにより点検を行い、総合的に評価します。これにより、計画を推進する上での課題や、次年度以降の取組の継続的な改善を行い、地球温暖化防止対策を推進します。

図表 48 計画推進のPDCAサイクル（スパイラルアップ）

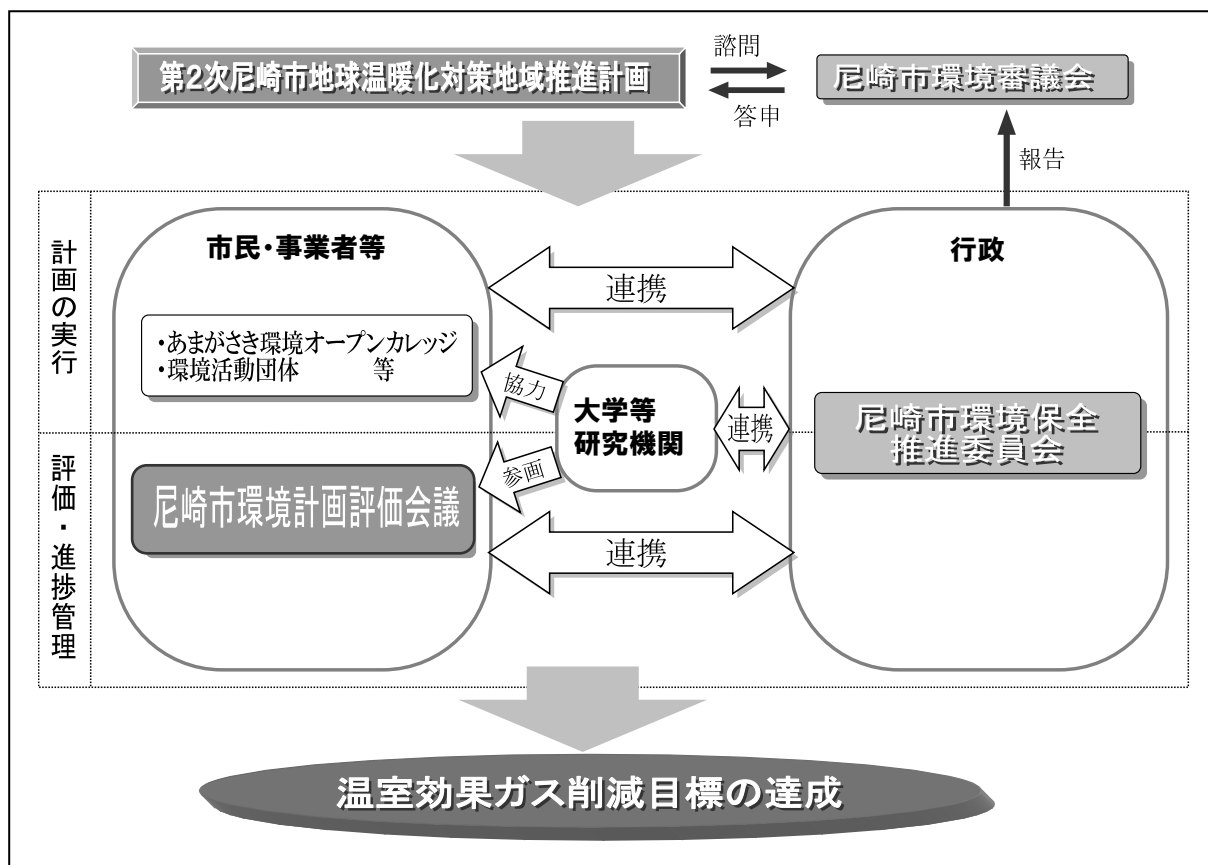


2 計画の推進・実行

(1) 市民・事業者・行政の連携・協働による対策の実行

本計画で掲げる温室効果ガス排出量の削減目標を達成するためには、市民、事業者、行政が連携して、地球温暖化対策に関する総合的な取組を実施していかなければなりません。市は、最も身近な基礎自治体として、取り組む施策を明確にし、それぞれの施策を各主体と連携して削減に取り組むと同時に、これら各主体における活動を促進します。

図表 49 市民・事業者・行政の連携・協働による対策の実行



(2) 尼崎市環境計画評価会議

地球温暖化対策に係る効果的な取組を展開していくため、市民・事業者・学識経験者等による尼崎市環境計画評価会議において、本市の温室効果ガスの排出状況と地球温暖化防止対策の進捗状況について、毎年点検を行い、対策を推進します。

【構成】

市民・事業者・学識経験者等により構成します。

【役割】

- ・温室効果ガスの削減実績や取組状況の評価
- ・対策の見直し検討など

(3) 尼崎市環境保全推進委員会

市組織を横断して地球温暖化対策事業を推進し、本計画に係る市施策の進行管理及び総合調整を行います。

【構成】

市長を委員長とし、副市長を副委員長、教育長・理事・技監・医務監及び局長、水道事業管理者、自動車運送事業管理者、議会事務局長及び会計管理者を委員として構成します。

【役割】

- ・環境の保全に関する市施策の推進及び総合調整に関すること。

(4) 尼崎市環境審議会

計画の見直しや地球温暖化防止施策に関し、専門的見地から市長に意見を述べます。

【構成】

学識経験者、市議会議員、市民の代表者、産業界の代表者、関係行政機関の職員により構成します。

【役割】

- ・市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。
- ・環境の保全に関する事項に関し、市長に意見を述べること。